

議案第 182 号

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 11 月 26 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例

川崎市港湾施設条例（昭和 22 年川崎市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項中「1 平方メートルまでごとに」を「1 平方メートルにつき」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、同条第 3 項中「とき」の次に「（零であるときを除く。）」を加え、同項を同条第 4 項とし、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 利用の面積若しくは長さが 0.01 平方メートル若しくは 0.01 メートル未満であるとき、又は利用の面積若しくは長さに 0.01 平方メートル若しくは 0.01 メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

第 13 条の 2 第 3 項中「1 平方メートルまでごとに」を「1 平方メートルにつき」に改め、同条中第 6 項を第 7 項とし、同条第 5 項中「とき」の次に「（零であるときを除く。）」を加え、同項を同条第 6 項とし、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 利用の面積若しくは長さが 0.01 平方メートル若しくは 0.01 メートル

ル未満であるとき、又は利用の面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

別表第1中「1平方メートルまでごとに」を「1平方メートルにつき」に、「1メートルまでごとに」を「1メートルにつき」に改める。

別表第2中「1平方メートルまでごとに」を「1平方メートルにつき」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の施設の利用に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前の施設の利用に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

港湾施設の使用料及び利用料金の額を算出する基礎となる面積等の端数処理の方法を変更すること等のため、この条例を制定するものである。